２）平成７年４月１日以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。

ただし、当該経験が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。（入札説明書参照）

⑼　有脚式離岸堤の実施設計にあたっては、次に掲げるいずれかの基準を満たす設計技術者を当該設計に配置できること。

１）技術士法による技術士（総合技術監理部門：建設部門）

２）技術士法による技術士（建設部門）

ただし、平成13年度以降の試験の合格者には、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、該当する部門に４年以上従事した者であること。

３）ＲＣＣＭ（専門技術部門が河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　総合評価に係る技術提案が適正であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

２）離岸堤基礎部の洗掘緩和に関する設計上の優位性を示す提案・工夫

３）施設点検、機能維持に関する設計上の優位性を示す提案・工夫

４）鋼管杭の打込み精度の向上に関する提案・工夫

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（詳細は入札説明書による）。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（詳細は入札説明書による）。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次のア）イ）すべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下「評価値」という）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア）入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という）に対して下回らないこと。

２）１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　実施上の留意事項

⑴　実際の施工に際しては、適正と認められた技術提案及びＶＥ提案以上の施工を行うものとする。請負者の責により、入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、以下の取扱を行う。

１）工事成績評定点の減点措置

２）違約金の徴収

詳細は入札説明書による。

⑵　施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により技術提案及びＶＥ提案に影響を及ぼす場合の取扱は、甲乙協議して決定するものとする（詳細は入札説明書による）。

⑶　技術資料等についてヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項は別途通知する。

⑷　技術提案及びＶＥ提案の採否については、競争参加資格確認通知書に併せて通知する。その際、技術提案及びＶＥ提案が適正と認められなかった場合はその理由を付して通知する。

５　高度技術提案に関する事項等

⑴　技術提案及びＶＥ提案の改善（技術対話）

技術対話について、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案及びＶＥ提案の改善を求め、又は競争参加者に提案を改善する機会を与える。また、発注者より技術提案及びＶＥ提案が不適切とされたものについても改善の機会を与えるが、それが改善されない場合は競争参加を認めない。

⑵　設計数量の提出　技術提案及びＶＥ提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工事区分、工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。

⑶　技術提案及びＶＥ提案に対する審査内容

１）提案する技術（材料、構造、手法、工法等）は、本工事の条件下での適用性について、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等の適切な知見に基づいて検証されたものであること。

２）技術提案及びＶＥ提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は学識経験者等による組織を活用する場合がある。

３）提案内容によっては、競争参加資格通知時に入札附帯条件を付与する場合がある。

⑷　見積書の提出　３⑴に掲げる技術提案及びＶＥ提案に対応した設計数量及び見積書を予定価格に反映させるための参考資料として作成し、提出することを求める。

見積書の様式は自由であるが、記載内容は平成20年度改訂版「新土木工事積算体系の解説」（土技術政策総合研究所のホームページ http://www.nilim.go.jp/「サイトマップ」「研究情報」）を参考に工事区分、工種、種別、細別に相当する項目で作成し、対応する単位、数量、単価、金額を表示する。

また、可能な限り規格を記載する。提出は紙（片面Ａ４サイズ）及び電子データとする。

電子データの提出は下記によること。

・Microsoft Excel（Excel 2000形式以下のもの）

・打ち出しサイズをＡ４版とする。

・提出媒体はＦＤ、ＣＤ－Ｒ、ＭＯのいずれかとする。

技術提案及びＶＥ提案に対する見積の対象範囲は入札説明書によるものとするが、提出にあたっては本工事全体について作成するものとする。